

改訂新版

身近な人が
亡くなった時の

相続手続きと 届出のすべて

〔監修〕 税理士法人チェスター

〔編集協力〕 円満相続を応援する士業の会

〔著〕 エッサム

身近な人が亡くなったあとの1年間は やるべきことが、たくさんある

身近な人が亡くなった時、葬儀や埋葬のほかにもやるべきことはたくさんあります。

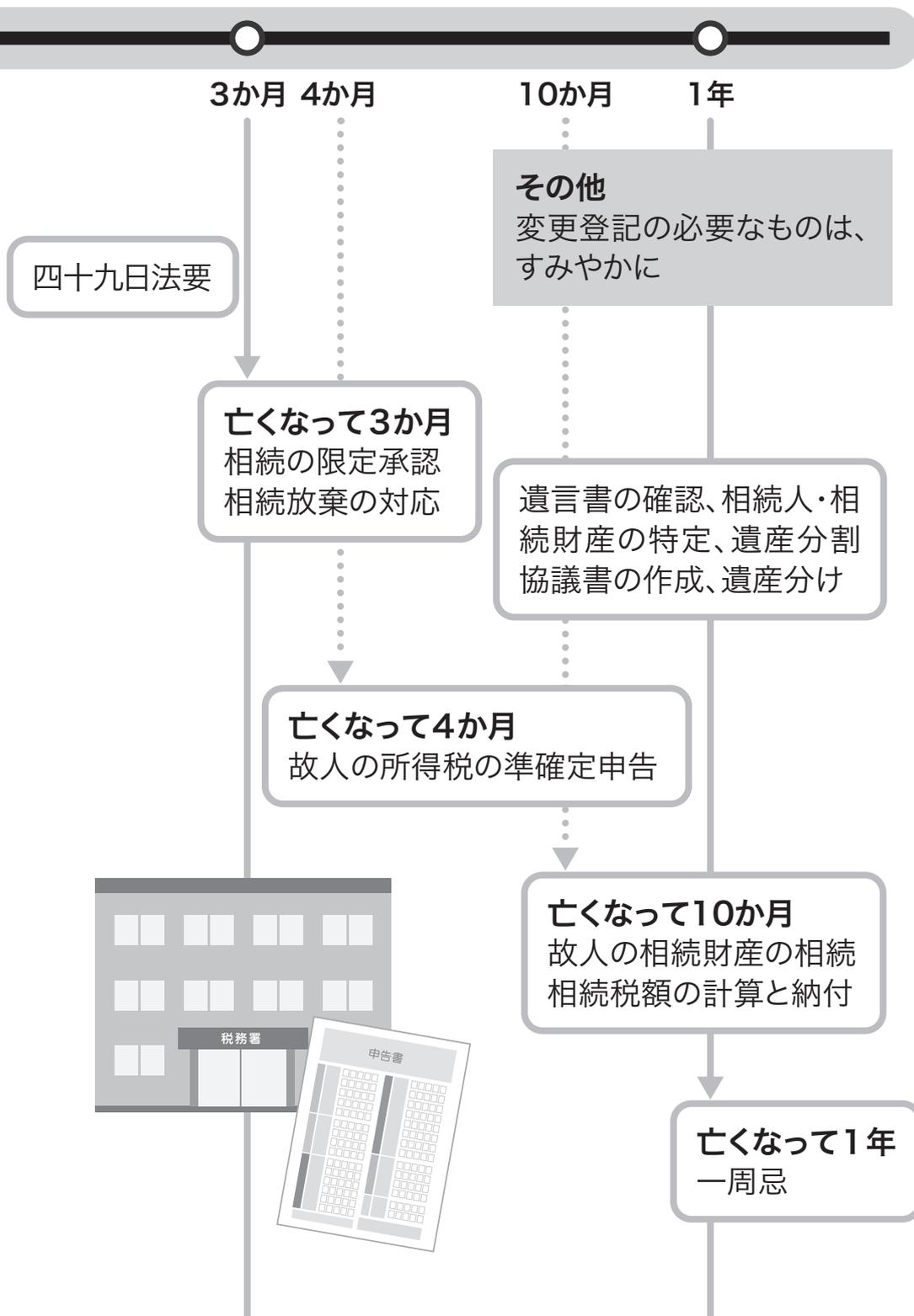
- ・ 死亡届の提出
- ・ 年金の受給停止
- ・ 健康保険被保険者証（健康保険証）の返却
- ・ 実印の登録証や免許証、パスポートの返却

などの公的機関への手続きや届出だけでも、たくさんのことを行わないといけません。

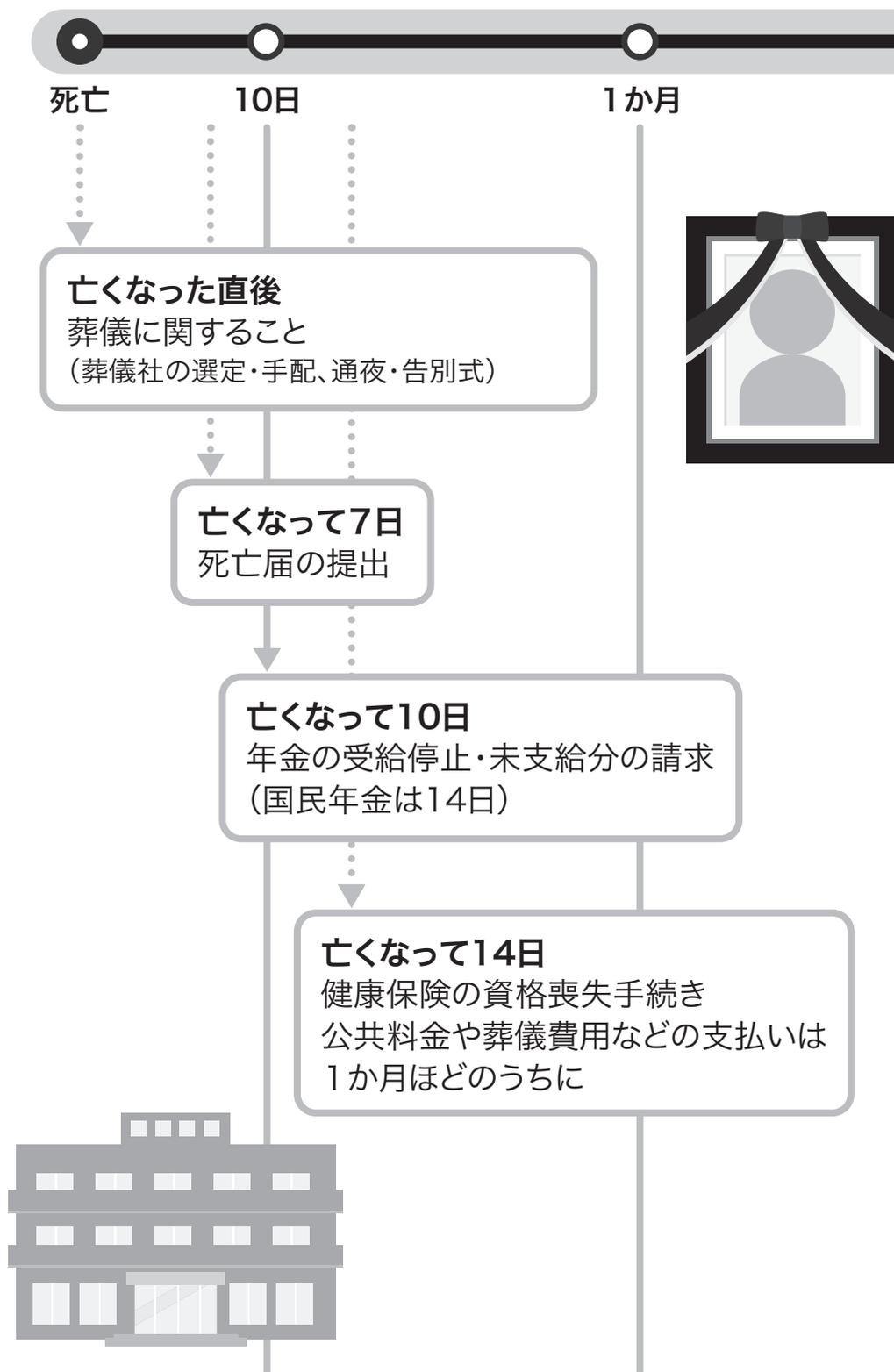
故人の残した財産を相続人でどう分割するか、いわゆる「遺産分け」も重要なテーマです。また、各種公共料金の引落とし先の変更が必要なケースもあるでしょう。

相続税を納めなければならないとなれば、その対応も不可欠です。

本書では、それら手続き・届出の主なものについて、まったく初めての人でも理解できるように平易にまとめました。まず4・5ページに挙げた「1年間の全体のスケジュール」で葬儀から一周忌まで、相続についてやるべきことを押さえておきましょう。



身近な人が亡くなった時 「主にすべきこと」一覧



第1章

急を要する手続き・届出と 葬儀のポイント

- 身近な人が亡くなったあとの1年間はやるべきことが、たくさんある 3
- 身近な人が亡くなった時「主にすべきこと」一覧 4
- 1-1 死亡診断書・死亡届は7日以内に市区町村役場に提出 14
- 1-2 火葬許可申請書は死亡届と同時に提出する 19
- 1-3 世帯主の変更届は必要なケースと必要ないケースがある 23
- 1-4 身近な人が亡くなった直後に市区町村役場ですべき主な手続き 27

第2章

年金・保険・銀行など

もれなく押さえておきたいお金まわりの手続き

2-1 公的年金のしくみと遺族年金の手続きを押さえる	60
----------------------------	----

1-5 ひとり親家庭となるケースは児童扶養手当の受給手続きを！	34
1-6 葬儀やお墓、埋葬方法の基礎知識	38
1-7 葬儀社選びは、病院からの紹介のほか故人の生前の意向で決める	44
1-8 葬儀に関する費用の税務処理と節税のしかた	49
1-9 お墓を改葬する場合の方法と手続き	53

2-2	亡くなったあと、すみやかに行う年金の受給停止手続きと未支給分の請求	71
2-3	遺族基礎年金がない場合は寡婦年金・死亡一時金が受給できる	77
2-4	健康保険の資格喪失手続きは14日以内にすませる	84
2-5	手続きをすれば必ずもらえる葬祭費と埋葬料	89
2-6	故人の高額療養費の申請も忘れずに！	94
2-7	介護保険と介護サービスへの対応と手続き	101
2-8	銀行口座の取り扱いと処理の最新事情	105
2-9	クレジットカードはどうする？ 各種カードの解約方法	113
2-10	ネット関連のアカウント処理も忘れずに！	115

第3章

揉めずに進める 遺産の整理と相続手続き

- 3-1 遺言書の種類と確認のしかた 118
- 3-2 相続人が誰かを確認・特定する 125
- 3-3 相続財産として「何が」「どれくらい」あるかを特定しよう 130
- 3-4 それぞれに長所・短所がある遺産分割のやり方と手順 135
- 3-5 揉め事をなくすため遺産分割協議書を作成しておこう 140
- 3-6 不動産は登記の変更が必要なケースもある！ 144
- 3-7 相続を放棄するならば3か月以内に！ 148
- 3-8 旧姓に戻したい！ 復氏届の申請のしかた 154

第4章

相続税、所得税などの 税金まわりの基礎知識

- | | | |
|------|----------------------------------|-----|
| 4-1 | 4か月以内に故人の所得税の確定申告を行う | 166 |
| 4-2 | 10か月以内に相続税の申告・納付を！ | 172 |
| 4-3 | 税額計算のために必要な評価額の考え方 | 180 |
| 4-4 | 相続財産の評価と税額計算の基礎 | 188 |
| 3-9 | 姻族関係終了届を申請する場合の留意点 | 157 |
| 3-10 | 遺品整理は絶対に残したいものを仕分け、形見分けは相手の負担を考慮 | 160 |

4-5	利用しやすい相続税軽減策「生前贈与」の課税方法	196
4-6	相続財産別の確認・保管・処分の方法	201
4-7	相続税額がゼロでも申告が必要な特例措置は再確認	212
4-8	贈与税も踏まえた相続税軽減の基礎知識	215
4-9	相続を受けた人の所得税と確定申告について	221
4-10	中小企業の経営者が亡くなった時の株式の扱いと事業承継税制	225
4-11	税務署と公共機関は故人の情報を共有している	229

第5章

こんな時はどうする? 相続手続きQ&A

- 5-1 あとになって財産が出てきた時の税金と登記はどうなるの? 232
- 5-2 あとになってから相続人が現れたらどうするの? 235
- 5-3 相続税の申告ができなかったり払えなかったりしたらどうなるの? 239
- 5-4 誰も相続しない場合、法定相続人が誰もいない場合はどうなるの? 245
- 身近な人が亡くなった時の「申請書・帳票」一覧 247
- 円満相続を応援する士業の会 249

※本書の内容は2022年10月末時点の情報にもとづいてまとめています。

※市区町村役場への申請等の書式は、市区町村ごとに異なるケースがあります。

第1章

急を要する手続き・届出と

葬儀のポイント

死亡診断書・死亡届は 7日以内に市区町村役場に提出

家族など身近な人が亡くなった時、市区町村役場への手続きとして、まず何をすればよいのでしょうか。最初の手続きは**死亡診断書・死亡届**の提出です。

「そんな書類、これまで見たことがないので、どう手続きしたらよいかよくわからない！」
そう心配する人もいるかもしれませんが。

でも、その点は心配しなくても大丈夫です。身近な人の死亡に立ち会った、もしくは死亡を確認した医師・医療機関が、提出すべき書類をきちんと用意してくれます。

■死亡診断書と死亡届はセットになっている

死亡診断書と死亡届はセットで1枚の用紙になっています。16・17ページに示すように、

用紙の左側が死亡届、右側が死亡診断書です。

「どう記入したらいいの？」

そのような心配もしなくて大丈夫です。右側の死亡診断書の必要事項は、身近な人が亡くなった時に立ち会った医師が記入してくれています。

看取った家族が記入するのは、左半分の死亡届で、記入の必要のある箇所です。死亡した人の氏名や生年月日、職業、死亡した時刻や場所、住所や本籍などですから、記入にあたってとくに注意すべきところはありません。

間違いやすいのは本籍で、故人が生前、家族にとくに知らせることなく本籍を変えていたような場合もあり得ます。そのことを故人が住んでいた市区町村役場で確認する必要があるでしょう。

死亡診断書と死亡届は死亡を知った日から7日以内に、市区町村役場に提出します。提出先は故人の本籍地でも、提出する人の住所地でもかまいません。また、提出する人は故人の配偶者でも親族でもかまいません。

第1章

急を要する手続き・届出と葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などもれなく押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

採めずに進める遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？ 相続手続きQ&A

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

- ← 生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。
- ← 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

氏名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください)	年 月 日	午前・午後 時 分
死亡したとき	令和 年 月 日 午前				
死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設				
死亡したところ					
死亡したところの種別(5)					
施設の名称					
I 直接死因	(ア) (7)の直接死因				発病(発症)
	(イ) (7)の原因				又は受傷から死亡までの期間
	(ウ) (7)の原因				◆年、月、日等の単位で書いてください。ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください。 (例：1年3ヶ月、5時間20分)
	(エ) (7)の原因				
	直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等				
II					
手術	1 無 2 有	部位及び主要所見			手術年月日 令和 平成 年 月 日 昭和
解剖	1 無 2 有	主要所見			
(15) 死因の種類	1 病死及び自然死 不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火焔による傷害 } 外因死 { 6 窒息 7 中毒 8 その他 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死				
(16) 外因死の追加事項	傷害が発生したとき	令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府市区町村	
	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 ()			
	手段及び状況				
(17) 生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重	グラム	単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	妊娠週数
					満 週
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状		母の生年月日		前回までの妊娠の結果
	1 無 2 有 { } 3 不詳		昭和 平成 年 月 日		出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)
(18) その他特に付言すべきことがら					
(19) 医師	上記のとおり診断(検案)する		診断(検案)年月日		令和 年 月 日
			本診断書(検案書)発行年月日		令和 年 月 日
	(病院、診療所若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所)		番地		
	(氏名) 医師		番 号		
			印		

死亡したとき、死亡したところなどは転記する

医師が記入する。絶対に加筆や修正をしてはいけない

老
人
ホ
ム
及
び
施
設
の
名
称
に
続
け
て
、
介
護
医
療
院
、
介
護
老
人
保
健
施
設
の
別
を
カ
ッコ
内
に
書
い
て
く
だ
さ
い。

傷病名等は、日本語で書いてください。
I欄では、各傷病について発病の型(例：急性)病因(例：病原体名)、部位(例：胃噴門部がん)、性状(例：病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の内中」と書いてください。
産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

I欄及びII欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5煙、火災及び火焔による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

死亡診断書・死亡届の記載例

どこで
市区町村役場

いつまでに
死亡を知ってから
7日以内

死亡届

令和 4年 8月 2日届出

△△区 長 殿

受理 令和 年	死亡した人の本籍地ではない役場に提出する時は2通提出。死亡診断書は原本1通と写し1通でもよい					
送付 令和 年						
第						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) (よみかた)	タナカ	イチロウ	
(2) 氏名	田中	一郎	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(3) 生年月日	昭和30年10月14日	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後	時 分
(4) 死亡したとき	令和4年8月1日	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後	8時38分
(5) 死亡したところ	東京都台東区〇〇〇	番地	号
(6) 住所 (住民登録をして いるところ)	東京都新宿区〇〇〇	番地	号
(7) 本籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	東京都台東区〇〇〇	番地	号
(8) 死亡した人の 夫または妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)		
(9) 死亡したときの 世帯のおもな 仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁はく)の常勤が1人から99人までの世帯(またはパート・アルバイトが1人から99人までの世帯) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者または1年未満の契約の雇用者は <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(10) 死亡した人の 職業・産業	職業	産業	
(11) その他	<p>正式には、ここに記載のある1.~13.の順で届出人となる。できるだけ近親者が届出人になったほうがよい</p> <input checked="" type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長 <input type="checkbox"/> 9. 後見人 <input type="checkbox"/> 10. 保佐人 <input type="checkbox"/> 11. 補助人 <input type="checkbox"/> 12. 任意後見人 <input type="checkbox"/> 13. 任意後見受任者		
届出人	住所 東京都新宿区〇〇〇	番地	号
	本籍 東京都台東区〇〇〇	番地	号
	署名 田中 二郎 印	年	月 日 生
事件簿番号			

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に提出してください。死亡者の本籍地でない役場に出るときは、2通提出してください(役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります)。2通の場合でも、死亡診断書は、原本1通と写し1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

には、あてはまるものがあります。

内縁関係の場合は「いない」にチェックを入れる

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録(厚生労働省所管)にも用いられます。

■ 葬儀社が代行してくれることも一般的になった

最近では、死亡診断書・死亡届に関する入手から提出などの手続きを代行してくれる葬儀社も一般的になってきました。これらの書類は、葬儀全般に関わる葬儀社としても必要な書類の一つなので、その手続きを一括して行おうということなのです。

手続きにあたって留意したいのは、提出の前にコピーを多めに取っておくこと。後日、故人の銀行口座の閉鎖や生命保険の保険金の受取りの手続きなどで必要になることもあるからです。

なお、死亡診断書・死亡届、あわせて次項の火葬許可申請書が市区町村役場に受理されると、次項で触れる火葬許可証が交付されます。

1-2

火葬許可申請書は 死亡届と同時に提出する

身近な人が亡くなった時、死亡診断書・死亡届とともに提出する書類がもう1枚あります。それが**火葬許可申請書**（埋火葬許可申請書）です。用紙は役場に常備されています。記載例は21ページに挙げておきますので、参考にしてください。

これも、指定された事項を記入していけばよく、むずかしい書類ではありません。なお、この申請書の手続きも、死亡診断書・死亡届の手続きとあわせて葬儀社が代行してくれるケースが多いでしょう。通常は、葬儀社が火葬までの手配を一括して行ってくれるからです。

■ 火葬許可申請書の提出後、その場で火葬許可証が交付される

火葬許可申請書の提出場所は死亡診断書・死亡届と同様に市区町村役場で、提出期日も同

第1章

急を要する手続き・届出と
葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などおれなく
押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

採めずに進める
遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの
税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？
相続手続きQ&A

様に死亡を知った日から7日以内です。

役場に火葬許可申請書を提出し、受理されると、役場がすぐその場で火葬許可証を交付してくれます。交付される火葬許可証は、故人を火葬するための大事な書類です。

一般的に故人の葬式（告別式）は死亡後、数日のうちに執り行われるでしょう。その告別式のあと、火葬場に向かい、故人は荼毘だびにふされます。その時に火葬許可証が必要になるのですから、提出期日ギリギリに火葬許可申請書を提出したとなると、手続きの順番が逆になってしまいかねません。

ですから、実態としては、身近な人が亡くなって告別式を執り行う前に死亡診断書・死亡届とあわせて火葬許可申請書を提出し、火葬許可証を受け取っておくようにします。気持ち揺るなかでこの手続きが錯綜することもあるため、葬儀社が代行することが一般的になっていますのでしよう。

■ 火葬した事実を記した火葬許可証が埋葬許可証になる

故人を荼毘にふす時に、火葬場に火葬許可証を持参します。そして、火葬場が火葬許可証

死体埋火葬許可申請書の記載例

どこで
市区町村役場

いつまでに
死亡を知ってから
7日以内

体

照合	担任	係長	課長
----	----	----	----

死体埋火葬許可申請書

令和 4 年 8 月 2 日

(あて先) × × 長

本 籍 神奈川県川崎市〇〇〇

住 所 神奈川県川崎市×××

死亡者との続柄 子 申請人 田中 一郎

明(昭)令 38 年 8 月 14 日
大 平

次のとおり申請します。

本 籍 神奈川県川崎市〇〇〇

住 所 神奈川県川崎市××× 番 号 番地

死亡者氏名 田中 太郎 明(昭)令 16 年 9 月 24 日生
大 平

性 別 男 女

死 因 「一類感染症等」 「その他」

死亡の年月日時 令和 4 年 7 月 30 日 午 前 2 時 20 分 後

死亡の場所 神奈川県川崎市△△△

埋葬又は火葬の場所 △△斎場

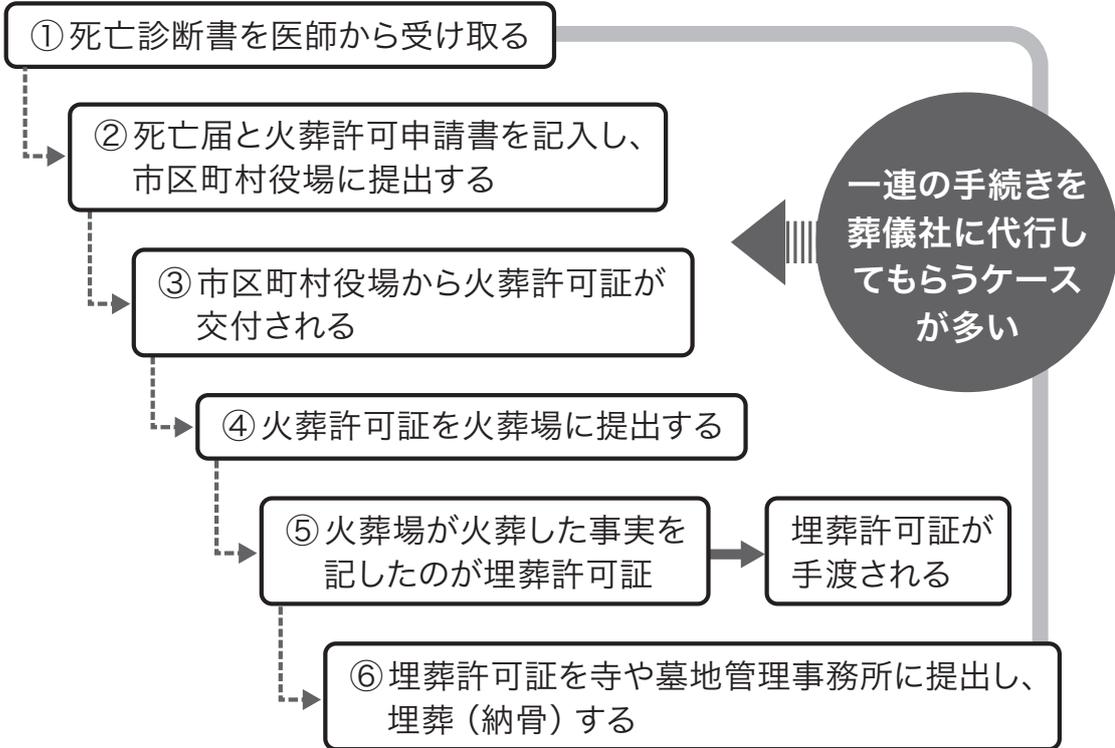
この火葬許可申請書を役場に提出して役場から火葬許可証を発行してもらい、その火葬許可証に火葬場の担当者が火葬の事実を記して埋葬許可証となる

ペスト、エボラ出血熱などの場合。一類感染症以外の場合は「その他」となる

火葬許可証の発行の際に火葬場の使用申請を求められることがある。それらの手続きは葬儀社が代行するケースが多い

※書式は市区町村によって異なる

故人の死亡から納骨までの流れ



に火葬した事実を記します。それが、**埋葬許可証**となります。

火葬場の担当者に、「この書類はお墓への納骨の際に必要なになるので、箱と一緒に入れておきますね」といったことを告げられ、遺骨を納めた骨壺を入れた骨箱とあわせて埋葬許可証を渡されます。

その埋葬許可証はお墓に納骨する際に、寺や墓地の管理事務所に提出します。寺や墓地が埋葬許可証を受け取って納骨をすませれば、埋葬までの一連の流れが滞りなく行われたこととなります。

この一連の流れを上図にまとめましたので、参考にしてください。

1-3

世帯主の変更届は 必要なケースと必要ないケースがある

身近な人が亡くなった時、市区町村役場に行く手続きに、**世帯主変更届**があります。手続きする書類としては**住民異動届出書**（25ページ、書式は市区町村によって異なる）で、その冒頭部分の「転入・転居・転出・世帯主変更・その他」などの区分の欄の「世帯主変更」に印をつけ、必要事項を記入することになります。

提出期日は、身近な人が亡くなってから14日以内です。

■ 誰が世帯主になるかを決めて提出する

世帯主が亡くなったとしても、世帯主の変更届の必要がないケースがあります。まず、誰が新しい世帯主であるかが明らかでないケースです。たとえば、夫婦だけの暮らしの

第1章

急を要する手続き・届出と葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などおまわりを押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

採めずに進める遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？ 相続手続きQ&A

なかで、世帯主が死亡したケースです。このケースでは、残った一人が自動的に世帯主となります。

また、その夫婦に子どもがいた場合でも、その子が15歳未満など就業年齢に達していない場合には世帯主になれないので、自動的に故人の配偶者が世帯主に決まります。このように、**自動的に誰が世帯主になるかが明確な場合、世帯主の変更届は必要ありません。**

それ以外のケースでは、世帯主が亡くなったあと、誰が世帯主になるのかを決め、市区町村役場に世帯主の変更届を提出します。

提出するのは通常は新しく世帯主になる人ですが、故人と同じ世帯に住む人であれば、誰でもかまいません。

もし、世帯主の変更届の提出が必要な人（世帯）が変更届を提出しなかったらどうなるでしょうか。厳密にいうと、住民基本台帳法違反となります。世帯主が亡くなってドタバタするなかで提出し忘れていた場合にも法律違反が問われるかは何ともいえませんが、提出が必要な場合はきちんと提出しておきましょう。

急を要する手続き・届出と葬儀のポイント

年金・保険・銀行などおまわりの手続き

揉めずに進める遺産の整理と相続手続き

相続税、所得税などの税金まわりの基礎知識

こんな時はどうする？ 相続手続きQ&A

住民異動届出書 (世帯主の変更届)

どこで
市区町村役場

いつまでに
死亡から
14日以内

住民異動届出書

△△△ あて

*太線の枠内のみお書きください

年 月 日 受付

*該当するものにしてください

転入 (北区外から引越してきた方) 転居 (北区内で引越した方) 世帯主変更

転出 (北区外へ引越する方・引越した方) 世帯分離・合併 その他 ()

届出人 (窓口に來られた方)	住所	〒114-XXXX 東京都北区〇〇〇	方書 (マンション名等)
	フリガナ	サトウ ハナコ	
	氏名	佐藤 花子	
		<input checked="" type="checkbox"/> 本人または世帯主	

いくつかの項目から「世帯主変更」をチェック。その異動の内容を記入していく

異動年月日	令和4年2月20日		
新しい住所	<input type="checkbox"/> (届出人と同じ) 〒114-XXXX 方書 (マンション名等) 東京都北区〇〇〇	号	世帯主 (<input checked="" type="checkbox"/> 届出人と同じ) 佐藤 花子
今までの住所	<input type="checkbox"/> (届出人と同じ) 〒114-XXXX 方書 (マンション名等) 東京都北区〇〇〇	号	世帯主 (<input type="checkbox"/> 届出人と同じ) 佐藤 太郎

*異動者電話番号 (届出人が代理人の場合) ()

*転入の方は、以前同区に住所がありましたか 有 () 無

*マイナンバーカードをお持ちの方は住所異動に伴い署名用電子証明書が失効します。再発行を希望しますか する しない

異動される方の氏名・フリガナ (届出人も記入してください)				生年月日	続柄	就学	職員記入欄
1	フリガナ	サトウ ハナコ	明大	昭平令西曆 30.10.10	本人	小・中	マイナンバーカード ID付申請書・署名用・利用者証明書 券面事項更新・継続利用 返納・再交付
2	フリガナ	サトウ イチロウ	明大	昭平令西曆 60.8.20	長男	小・中	ID付申請書・署名用・利用者証明書 券面事項更新・継続利用 返納・再交付
3	フリガナ		明大	昭平令西曆 . . .		小・中	ID付申請書・署名用・利用者証明書 券面事項更新・継続利用 返納・再交付
5	フリガナ		明大	昭平令西曆 . . .		小・中	ID付申請書・署名用・利用者証明書 券面事項更新・継続利用 返納・再交付

住所が変わらない場合、同じ住所を書き、世帯主のみ変える

<input checked="" type="checkbox"/> 1・2 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 全・全 <input type="checkbox"/> 全・一 <input type="checkbox"/> 一・全 <input type="checkbox"/> 一・一 <input type="checkbox"/> 特例	<input type="checkbox"/> 国保(手渡・干・被保証/証回収) <input type="checkbox"/> 社保その他 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 就学通知 <input type="checkbox"/> 後期高齢医療(区分証明書) <input type="checkbox"/> 異動届出受理通知送付 <input type="checkbox"/> 在留カード等の記載 <input type="checkbox"/> 在留カード等 (住居地届出) <input type="checkbox"/> 介護保険	<input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 子供医療 <input type="checkbox"/> 個番新規 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 住民票 (全・一 通) <input type="checkbox"/> 印鑑登録/証回収 <input type="checkbox"/> 印鑑証明 通	<input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 社員証	<input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> キャッシュカード <input type="checkbox"/> 聴聞 () <input type="checkbox"/> その他 ()	係長 受付・台帳
--	--	---	---	--	----------

新しい世帯主とその世帯構成を記入する

令和2年7月15日改訂版

※書式は市区町村によって異なる

■ 本人確認の書類がますます重要に！

なお、世帯主の変更届の提出の際に忘れてはならないものに、提出する人の印鑑のほか、運転免許証やパスポートなど、提出する人の本人確認書類があります。最近では、本人確認書類としてマイナンバーカードも一般的になってきました。

世帯主の変更届に限ったことではありませんが、住民異動届の提出や住民票の写しの交付などの際に、提出・申請する人の身分を証明する書類による本人確認が厳格になっていきます。さまざまな公的手続きにあたって、本人が提出・申請するならば問題なしと考えるのではなく、「顔写真入りの証明書」が必要になってきたということなのです。

1-4

身近な人が亡くなった直後に 市区町村役場ですべき主な手続き

身近な人が亡くなった直後は、とかくバタバタとするものです。死亡届の提出や通夜・告別式などの葬儀は執り行ったものの、その後はどっと疲れが出て、諸々の手続きに不備やもれがあっても、しかたない面があるかもしれません。

でも、もうひと踏ん張り、行っておくべき手続きがあります。とくに銀行、年金、保険、行政などに関わる手続きのうち、期限のあるものはすみやかに行っておくべきです。

ここでは、身近な人が亡くなった直後の手続き・届出のうち、行政に対する主な手続きをまとめておきます。基本は、解約すべきものを解約し、返却すべきものは返却するということです。

第1章

急を要する手続き・届出と葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などもれなく押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

採めずに進める遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？相続手続きQ&A

■ 公共料金の引落しは解約や名義変更をする

電気・ガス・水道などの公共料金の支払いについては、解約するものは解約し、料金を口座引落しにしている場合は引落し口座の変更を行い、名義変更をする場合は今後は誰の支払いにするかを決めて名義を変更します。

いずれも基本は電話やインターネットで手続きできます。しかし、インターネットの手続きはかえって面倒と思う人もいるでしょう。その場合は、電話で連絡し、必要書類を送ってもらい、手続きをします。

なお、電話で連絡を入れる場合は、毎月の請求伝票や領収書に記載されている**お客さま番号**を確認しておくと話がスムーズに進むでしょう。

公共料金といっても、市区町村役場では電気やガスをはじめ、民間業者に委託しているケースが多いものです。とくにプロパンガスの場合、役場が業者に委託するのは異なり、民間業者が独自に対応しています。

そのため、こちらから解約や名義変更を申し出なくてはならないケースが多々あります。

手続きの期日は「すみやかに」という程度の意識でよいのですが、注意したいのは、故人の口座が引落しの前に凍結されているケースです。その場合、引落しの期日がくると引落しができず、未払いの扱いになってしまいます。そう考えると、「すみやかに」といっても1か月のうち、故人が他界した当月に対応しておくべきです。

なお、固定電話の解約の場合も注意しておきたいことがあります。電話料金の支払いの引落とし口座の名義変更だけなら手間はかかりませんが、もともと固定電話の加入権は相続財産です（32ページ参照）。ですから、電話加入権を引き継ぐ場合は、引き継ぐ人が各電話会社から**電話加入権等承継・改称届出書**（30ページ）を取り寄せ、必要事項を記入して郵送します。

■マイナンバーカードや印鑑登録証、障害者手帳は？

市区町村役場から交付を受けているマイナンバーカードや印鑑登録証などは原則、すみやかに返却します。市区町村役場に常備されている「返却届」「登録の廃止届」といった書類に必要事項を記入し、申請者の身分を証明する書類を提示して返却します。

なお、実印については、故人の家族で実印を持っていなかった人が、故人の実印を自分の実印として使いたいというケースもあるでしょう。その場合は、いったん故人の実印登録を廃止し、あらためてその家族の実印として登録します。

故人が持っていた**障害者手帳**の返却も、市区町村役場で行います。

故人が市区町村役場から交付されていたものが複数ある場合、遺族が返却のつど役場に向いていたのでは、手間もかかります。それを避けるため、「市区町村役場への返却物リスト」をつくり、故人についての必要書類、申請者に必要な証明書類を事前に確認しておき、できるだけいっぺんに手続きするといいでしょう。

■ 運転免許証、パスポートなどの返却は？

市区町村役場ではなくても返却を要する公的な書類として、**運転免許証**や**パスポート**があります。これら有効期限のあるものは有効期限をすぎれば失効になるので、手続きしなくても大丈夫と思いがちです。

ただし、運転免許証やパスポートは偽造され悪用されるケースもあり得ます。ですから、

第1章

急を要する手続き・届出と葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などおまわりを押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

揉めずに進める遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？ 相続手続きQ&A

すみやかに返却するよう心がけましょう。

運転免許証は申請者の最寄りの警察署へ返却します。故人の運転免許証と「返納届」、申請する人の身分証明書のほか、死亡が確認できる死亡届のコピーや戸籍謄本などの書類が必要です。

パスポートの返却は申請者の最寄りの都道府県に設置されている旅券課かパスポートセンターで対応してもらえます。市区町村役場の窓口で対応しているところもあります。必要書類は申請者の身分証明書のほか、死亡が確認できる死亡届のコピーや戸籍謄本などです。

老後に海外旅行を楽しんだ夫婦など、配偶者が亡くなっても「思い出にパスポートを残しておきたい」と考えるような人もいるでしょう。その場合は、失効の手続きをすれば返還してもらえます。

■ 電話加入権の相続

前述した固定電話の解約に関連し、電話加入権の相続税上の評価について触れておきます。これまで電話加入権は個別に評価し、申告書に記載する必要がありました。しかし電話加

入権の取引相場というものがなかったため評価しづらく、国税庁の定める標準価格も2014年以降1500円と低い金額から変わっていませんでした。そうしたことを受けて、2021年には国税庁が定める財産評価基本通達全体が見直され、必要な改正が行われました。

この改正により電話加入権の評価方法が見直され、2021年1月1日以後の相続においては家庭用動産（家庭用財産）に含め、一括して評価することが認められました。なお、家庭用動産では、1個または1組の額が5万円以下のものについては一括して評価してよいとされています。極端にいうと電話加入権については従来の1500円と評価してもしなくてもかまわず、いくらで評価してもよいということです。

かつては電話加入権を担保に借金をするほど価値がある時代もあったようですが、その頃と比べ今では電話加入権の価値は低下し、電話加入権がなくても電話でき、その存在意義さえ問われる時代になっています。そうした時代の流れにあわせて改正されたのでしょう。

第1章

急を要する手続き・届出と
葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などおれなく
押さえておきたいお金の手続き

第3章

揉めずに進める
遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの
税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？
相続手続きQ&A

1-5

ひとり親家庭となるケースは 児童扶養手当の受給手続きを！

身近な人が亡くなったことにより市区町村役場を通して受給できる手当もあります。それが、ひとり親家庭が受給できる**児童扶養手当**です。

■ 受給額は、所得や子どもの数によって異なる

受給額は次ページの表のように、子どもの数や所得制限などによって異なります。細かい資格要件はありますが、ひとり親となった家庭で、子が18歳未満（心身に一定の障害がある場合は20歳未満）だと適用される可能性があると考えてください。

受給するには亡くなった日から14日以内に市区町村役場に**児童扶養手当認定請求書**（36・37ページ）を提出し審査を受けます。なお、後述する遺族年金の額との調整もあります。

児童扶養手当の受給額と所得制限

受給額 (2022年)

児童の数	全額支給の額	一部支給の額
第1子	月額43,070円	月額43,060円～10,160円 (10円刻み)
第2子	月額10,170円	月額10,160円～5,090円 (10円刻み)
第3子以降 (1人につき)	月額6,100円	月額6,090円～3,050円 (10円刻み)

所得制限表 (2022年)

※金額は所得制限限度額

扶養親族等の数	ひとり親本人の所得		扶養義務者の所得
	全額支給 になる所得	一部支給 になる所得	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

以下、1人増えるごとにプラス38万円

面) あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

24	年分所得	25 請求者	26 配偶者	27 扶養義務者
	氏名	なし		
	個人番号	なし		
29	同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数 (請求者については、⑦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数⑩特定扶養親族の数の⑪16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	(⑦ (⑩ (⑪	(人)	(人)
30	29以外で請求者によって生計を維持していた児童	人		
所得額	31 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額	円	円	円
	32 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額	円	円	円
	母又は父に対し支払われた額	円	円	円
	母又は父に対し支払われた額の8割相当額 A	円	円	円
	児童に対し支払われた額	円	円	円
	児童に対し支払われた額の8割相当額 B	円	円	円
	合計 A+B	円	円	円
控除	33 障害者控除	円	円	円
	34 寡婦控除・ひとり親控除 (請求者が母又は父の場合は控除しない。)、勤労学生控除等	円	円	円
	35 雑損控除	円	円	円
	36 医療費控除	円	円	円
	37 小規模企業共済等掛金控除	円	円	円
	38 配偶者特別控除	円	円	円
39 地方税法附則第6条第1項による免除 (肉用牛の売却による事業所得)	円	円	円	
40 控除後の所得額	円	円	円	
所得制限限度額	全部支給	円	円	円
	一部支給	円	円	円
関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。				
R4年10月15日		鈴木花子		
		氏名		
※審査	公的年金照合	あり 種類 ()	①~③の欄及びその他の記載事項	身分及び生計維持関係の確認
		なし	④~⑩の欄の記載事項	課税台帳との照合
		年 月 日 担当者氏名		
※添付書類	戸籍	イ 事実婚解消の申立書・証明	ロ 診断書・X線フィルム	ハ 生死不明証明書
	住民票	ホ 拘禁の証明書	ヘ 養育費等に関する申告書	ト 保護命令決定書
		ニ 遺棄申立書・証明・遺棄調書 チ 公的年金給付等受給証明書		
		その他 ()		
備考				

申請者と対象児童のみで住んでいる場合は「なし」と記入

※審査
※添付書類

市区町村の審査を経て判定される。その後、振込口座の照会などが行われる

※書式は市区町村によって異なる

児童扶養手当認定 請求書の記載例

どこで
市区町村役場

いつまでに
死亡して
14日以内

第1号様式（第3条関係）

（表）

児童扶養手当 認定請求書									
①ふりがな 氏名・性別	スズキ ハナコ 男		③生年月日	S55・6・21生		④障がいの有無	ある・ <input checked="" type="radio"/> ない		
	鈴木 花子 女		⑤配偶者の有無	ある・ <input checked="" type="radio"/> ない					
②個人番号	234567890					⑦支払希望金融機関	銀行等名 支店等名		口座種類 口座番号
⑥住所	文京区〇〇〇					△△銀行 △△支店		普通・当座 1:2:3:4:5:6:7	
⑧職業又は勤務先名	なし ←					⑨勤務先所在地			
⑩公的年金受給状況	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号・年金コード 年額 (円)		種類 ()	⑪児童又は亡れた家族による補償の状況		受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号・年金コード 年額 (円)		種類 ()	⑫養育費の取決めの有無
⑬児童の氏名 (生年月日)	鈴木 二郎 (H20・4・30生)		無職の場合は「なし」と記入する						
⑭個人番号									
⑮請求者との続柄 同居の別居	同居 長男		同居 同居 同居 別居 別居						
⑯監護等を始めた年月日									
⑰障がいの状態の有無	ある・ <input checked="" type="radio"/> ない		ある・ない		ある・ない				
⑱父の状況について (該当するものに○をする)	父 死亡		母 死亡		父 死亡				
⑲父	氏名 鈴木 一郎		生年月日 S53・12・16		現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日 (死亡) H30・1・21				
⑳母	氏名 鈴木 花子		生年月日 S55・6・21		現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日 () () () () () () () () () ()				
㉑児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となっている父若しくは母の公的年金の受給状況	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号 ・年金コード (円)		種類 ()	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号 ・年金コード (円)		種類 ()	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号 ・年金コード (円)		
㉒あなたが障害基礎年金等を受けるとき	あなたが受けることができる公的年金(児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の受給状況		受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号 ・年金コード (円)	種類 ()	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号 ・年金コード (円)		種類 ()	受けることができる 支給停止 受けることができない 基礎年金番号 ・年金コード (円)	
㉓父又は母が障がいであるとき	身体障害者手帳の番号及び障害等級 年金の種類・障害等級 父若しくは母の職業又は勤務先		基礎年金番号は父もしくは母の年金手帳により確認して記入。遺族年金と調整されることもある						
※認定却下	支給開始年月	対象児童数	支給停止						
	年月	人	全部支給 一部停止 全部停止						

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いてください。氏名欄には、

親の死亡のほか、離婚、生死不明などの場合にも受給できる

葬儀やお墓、埋葬方法の基礎知識

「葬儀ってどう執り行えばいいの?」「喪主なんて初めてだ」という人もいます。葬儀社に依頼すれば、全部行ってもらえるともいえますが、基本的な知識として、葬儀を執り行うことから、お墓、埋葬の方法などを押さえておきましょう。

■ 葬儀社に依頼する場合は、段取りをしつかり打ち合わせる

葬儀は概ね、仏式、神式、キリスト教式に大別されます。また、それぞれに宗派・様式があります。たとえば、「家族のみで無宗教葬を執り行いたい」といった場合、これらの宗派や様式にはとらわれないやり方を葬儀社と相談し、葬儀を執り行うこととなります。

さらに、宗派や様式には、地域に応じた違いもあるようです。そのため、特段の事情がな

い限り、葬儀社と相談しながら葬儀社が対応できる様式で執り行うことになるでしょう。

日本では仏式が多いので、ここでは仏式の流れを見ていきます。通常は亡くなった人との**最後の夜となるのが通夜**。その翌日が告別式です。

通常は、通夜で参列者を迎えるのは、通夜当日の夕方から2〜3時間ほどです。地域や葬儀のやり方によっては、一晩中、ろうそくの火や線香を絶やさず焚き続け、その間、遺族が交代で故人や祭壇を見守ることもあります。

また、別れを惜しむ遺族への対応のほか、遠方の参列者が通夜と告別式の両方に参列する場合などに備えて、宿泊施設（宿泊所）を併置した斎場も一般的になってきました。葬儀社が用意できるそうした施設を利用する場合には、宿泊人数や食事の対応などを事前に確認しておきましょう。

葬儀に関する諸々の段取りを喪主自身が率先して行う場合もあれば、誰か世話役を立てて行う場合もあります。地域によっては、喪主は通夜と告別式のあいさつを行うのみで、他のいつさいの段取りは世話役が担う場合もあります。

世話役は信頼できる親族のうちの一人が責任を持って担うケースもあれば、責任者のほか、故人の職場の同僚数人と共同で担うようなケースもあります。後者の場合は、受付、会

計、進行、接待などを分担して対応することになるでしょう。実態は葬儀の様式、規模、参列者の数などによって変わってくるものです。

この葬儀の流れのなかで、**段取りをしっかりと打ち合わせておきたいのが、受付の対応**です。参列者の数にもよりますが、記帳や香典の受付、葬儀場の案内や喪主のあいさつ後の振る舞いへの対応、香典返しの手配など、段取りが錯綜して手が回らなくなることもあり得るからです。

受付の場で何か相談したいことができても、遺族は葬儀そのものに出席しており、祭壇の前、葬儀場の最前列にいますので、その場での話し合いはできにくい状況です。

そこで、葬儀社の担当者と信頼できる複数の親族もしくは葬儀の世話役とで、葬儀の段取りを事前にしっかりと確認しておく必要があるのです。

■ お墓と埋葬方法については、事前に確認しておく

故人の遺骨を納めるお墓がすでにある場合、**納骨は四十九日の法要にあわせて行うこと**が多いでしょう。納骨の際には、故人を茶毘にふしたあと、火葬場から受け取った埋葬許可証

のほか、霊園の場合は地域や霊園によって異なる**墓地使用許可証**が必要になります。

納骨は四十九日の法要の流れのなかで行われるケースもあれば、納骨式として四十九日の法要のあと、明確に区切って行うケースもあります。納骨式に家族だけでなく、親族、故人の職場関係者なども加わる場合は、引き出物の用意が必要になるケースもあるでしょう。

なお、納骨の際に、お塔婆を立てる宗派もあります。このお塔婆を立てる「習わし」は、同じ宗派でも地域や寺によって異なるケースもあります。

お塔婆を立てる場合は、寺や霊園管理事務所に依頼することを忘れないようにしましょう。とくに、「誰が立てるのか」はきちんと伝えます。法要で、立てた人の氏名を読み上げて読経するためです。

納骨するお墓がない場合、納骨できるようになるまで、自宅に仏壇があれば、骨壺・骨箱をそこに置いておくケースもあります。ただ、納骨できるお墓がなく、何年も自宅に遺骨を置いたままというのは気がかりになるものです。その場合も、一周忌をメドに、どこに埋葬するかを考えておくことをお勧めします。

お墓がない場合、ほとんどは、新たにお墓を建てることになります（最近では、それ以外の方法も一般的になってきました）。

第1章

急を要する手続き・届出と
葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などめんどくさい手続き
押さえておきたいお墓まわりの手続き

第3章

採めずに進める
遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの
税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？
相続手続きQ&A

お墓は寺院の墓地、公営墓地、民営墓地のいずれかになります。**寺院の墓地**の場合はお墓を建てるまでの宗派は問われなくても、お墓を建てたらその寺の宗派に属し、その寺の檀家の一員になります（最近では、檀家にならなくてよいケースもあります）。

公営墓地は自治体（都道府県、市区町村）が運営している霊園です。利用にあたっては、利用者の住所地がその地域にあるなどの制限があります。

また、一般に墓地・霊園は利便性などの立地条件がよいとはいいがたい土地が利用されるケースが多いもの。とくに高齢の遺族だと、納骨したあとの法要・墓参りが大変になることも想定されます。そうした点も、考慮しておくべきことかもしれません。

民営墓地は宗教法人や公益法人が運営している墓地・霊園です。規模が大きければ施設も充実していますが、使用料が公営墓地に比べて高かったり、人気のある墓地では競争率が高かったりなどの点も考慮する必要があります。

これらのことを踏まえて、墓地選びをして、お墓に関してはその墓地と提携している墓石業者を紹介してもらおうのもよいでしょう。

■ 散骨、樹木葬は必ず専門業者などと相談する

お墓を建てて納骨するという方法ではなく、最近では**散骨**や**樹木葬**という方法も一般的になってきているようです。散骨や樹木葬の場合も、基本的に四十九日の法要の時期などにあわせて行うこととなります。

なお、散骨や樹木葬は遺族が自由に思い出の場所などで行ってもよいというものではなく、地方自治体によっては条例を設けているところもあります。また、厳密にいうと樹木葬については法的にはグレーな部分（墓地埋葬法により、埋めるのは墓地に限られる）もありますので、専門業者と相談のうえ決めることをお勧めします。

お墓があってもなくても、故人が生きていくうちに、「自分はどうかたちで弔ってほしいか、埋葬してほしいか。また、今後は誰が墓守りになるか」などについて話し合うのは決して悪いことではありません。むしろ、その話し合いによって、家族が互いに安心できることも多いでしょう。

第1章

急を要する手続き・届出と葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などおまわりを押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

採めずに進める遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？ 相続手続きQ&A

1-7

葬儀社選びは、病院からの紹介のほか 故人の生前の意向で決める

身近な人が亡くなってから葬儀の日まで数日。葬儀社をゆっくり選んでいる心と時間のゆとりはないでしょう。そうした背景もあってか、一般的に、葬儀社選びは次の三つの方法に限られてきます。

- ① 大きな病院・寺の檀家筋などからの紹介を受ける
- ② 故人が生前決めていた葬儀社に依頼する
- ③ 近隣にある葬儀社に連絡する

いずれの場合も、葬儀社を決めて以降、葬儀から埋葬までの段取りの、かなりの部分を依頼することになります。

■ 大きな病院・寺の檀家筋などからの紹介を受ける

自宅で看取るケースもありますが、大学病院などの入院できる大きな病院で臨終を迎えるケースが多いものです。

大きな病院で亡くなる場合、死亡診断書のやりとりのなかで、その病院が提携している葬儀社を紹介してくれるケースもあります。とくにそれが故人・遺族の意向に反しない場合は、その紹介先の葬儀社に頼むわけです。

また、故人がすでに寺の檀家である場合には、その寺や檀家筋から葬儀社を紹介されるケースもあります。

こうした大きな病院・寺の檀家筋などからの紹介での葬儀社選びの難点を挙げるとすれば、いわば指定の業者なので、本当に小さな葬儀を行いたい、故人の遺志で一風変わった葬儀にしたいなど、遺族の意向を踏まえた検討がしづらいケースがあるということでしょうか。

第1章

急を要する手続き・届出と葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などおまわりを押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

揉めずに進める遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？ 相続手続きQ&A

■ 故人が生前決めていた葬儀社に依頼する

故人に「私が死んだら、ここで葬儀を行ってね」などといわれていたケースもよくあります。いわゆる互助会組織のような葬儀社に、故人が生前から葬儀費用を積み立てているケースなどです。

そうした葬儀社に依頼する場合は、故人の意向に沿った葬儀になり、トラブルが生じにくいのがメリットですが、故人の生前の意向と遺族の意向とが食い違う場合には調整が必要になってきます。

■ 近隣にある葬儀社に連絡する

葬儀についてはとくに話し合っていなかった場合などは、近隣の葬儀社数件に連絡して、見積もりを出してもらって選ぶ方法も一般的です。しかし、実質的に身近な人が亡くなった日から1〜2日のうちに決めないといけないなど、十分な検討がしづらい面もあります。

葬儀社が決まれば、一般的には葬儀に関わるいつさいのことを葬儀社が行い、また、代行してくれます。

葬儀の会場としては、自宅、葬儀社の斎場、寺もしくは寺院会館、公営の斎場などがありますが、いずれの場合も遺族側としては、喪主、通夜・告別式の世話人などが葬儀社と綿密に話し合い、葬儀を執り行うこととなります。

■ 葬儀費用の相場は本当に200万円？

一般に「葬儀費用は、200万円くらいはかかる」といわれていますが、本当でしょうか。最近は葬儀の形態も多様化していますので、どのような葬儀を行うかで金額はかなり変わってきています。

葬儀費用は、主に葬儀一式費用、飲食接待費、寺院費用の3つの要素からなります。これらの費用のうち支払額が最も大きなものは葬儀一式費用ですが、火葬料、祭壇設営費、棺・骨壺などの費用のほか、葬祭場の使用料、霊柩車やマイクロバスの手配にかかる費用が含まれ、その相場は110万〜140万円です。

飲食接待費は通夜振る舞いや精進落としなど会葬者に料理を出してもてなすための費用で、会葬者の数によって大きく異なります。その相場は30万～60万円です。

寺院費用は寺院や僧侶に納めるお布施などですが、その相場は20万～50万円です。

次に葬儀の形式から費用を見てみましょう。形式はおおむね一般葬、家族葬、一日葬、直葬の4つに分類されます。

一般葬は、町内会や会社関係など多くの会葬者を呼ぶ一般的な葬儀で、その費用の相場は100万～200万円です。家族葬は家族や近親者だけで行い、その相場は60万～100万円です。一日葬は、通夜を行わず告別式のみ執り行い、その相場は50万～100万円です。直葬は葬儀を行わずに火葬だけを行い、その相場は20万～50万円です。

葬儀費用は、地域の習わしや会葬者の数、家族と親戚の考え方によって大きく変わります。相続税申告の実情から葬儀費用を見ると、実際は相場と呼ばれるものとはかなり異なります。相続税を納めるいわゆる富裕層でも、葬儀に200万円近い費用をかけているケースはまれです。高い場合でも100万円程度に収まり、最近では50万円を下回るケースも増えています。葬儀費用の負担を軽減するには、適切な葬儀の形式を選ぶ、相見積もりをとる、補助制度を利用する、故人の遺産から支払う、などの方法を検討してみましょう。

1-8

葬儀に関する費用の 税務処理と節税のしかた

葬儀には、式場の費用のほか、火葬料、火葬場との往復の車代、お浄めの飲食接待費など、さまざまな出費があります。それら費用のいっさいを「葬儀費用 150万円」などと記しておくのではなく、できれば**明細とともに記録に残しておく**ことをお勧めします。

■ 葬儀費用は相続税の控除の対象になる

明細の記録を残しておいたほうがよい理由の第一は、相続税を納める必要がある場合、その税額の計算上、葬儀費用は相続財産から控除できるからです。また、相続税を納めなくてよい場合も、相続財産の総額を確定する際に、葬儀費用は差し引いたうえで確定し、遺産分けをすることになります。

第1章

急を要する手続き・届出と
葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などおれなく
押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

採めずに進める
遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの
税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？
相続手続きQ&A

① 相続税の計算の大まかな流れ

詳しくは後述しますが、相続税の計算のごく大まかな流れを述べると、まず故人の相続財産が全体でいくらかを計算します。その財産の額の計算では、財産によって控除してもよい金額が規定されているものもあります。その控除してもよい金額の一つに、葬儀費用（税務では葬式費用という）があります。

それらによって、課税対象となる相続財産の全体の額が確定し、その額に応じた相続税額が決まります。そして、実際の納税は相続を受けた人が受けた額に応じて納めることになります。

この流れのなかで、相続財産が1000万円あって葬儀費用が200万円かかったとすると、1000万円－200万円で800万円が相続財産となるわけです。

実際に相続税を納め、その税額に関する税務調査が入る場合には、葬儀費用の内訳を細かく確認することもあり得ます。その時のために、明細を控えておいたほうがよいのです。

② 登記上の対応は？

不動産の名義変更をはじめ変更登記がともなう場合なども、相続財産がいくらになるのかを確定し、その額に応じた遺産分割協議書をつくっておく必要があります。その相続財産を

確定させる時に、葬儀費用を差し引いて計算します。

■ 葬儀に関する費用の節税のしかた

相続税に関して、葬儀に関する費用で節税を図る場合、まず、相続財産から控除できる費用をなるべく多く計上するということがあります。葬儀を手伝ってくれた世話人に対して、心付けを渡すこともあるでしょう。そうした費用を葬儀費用として計上できれば、結果的に相続財産を抑え、節税できるケースがあります。

ちなみに、葬儀費用として「控除できるもの」と「できないもの」の例を52ページにまとめました。

なお、香典は相続を受けた人（相続人）のもの、多くは喪主（多くは故人の配偶者や子）のものになります。そのお金は故人の相続財産でもなければ所得でもなく、相続税の対象ともなりません。

第1章

急を要する手続き・届出と
葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などおまわり
押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

採めずに進める
遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの
税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？
相続手続きQ&A

葬儀費用として控除できるものとできないもの

(1) 葬儀費用として控除できるもの

- ① 葬式もしくは葬送に際し、またはこれらの前において、埋葬、火葬、納骨または遺がい、もしくは遺骨の回送その他に要した費用（仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用）
- ② 葬式に際し、^{せよ}施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用
- ③ 上記①または②に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式にともなうものと認められるもの
- ④ 死体の搜索または死体もしくは遺骨の運搬に要した費用

具体的には？

通夜の費用、本葬費用、葬式会場の借上げ費用、通夜・葬儀時の飲食代、読経料、御布施、御車代、戒名料、心付け、死亡診断書文書料、納骨費用など

(2) 葬儀費用として控除できないもの

- ① 香典返戻費用
- ② 墓碑および墓地の買入費ならびに墓地の借入料
- ③ 法要に要する費用
- ④ 医学上または裁判上の特別の処置に要した費用

具体的には？

香典返し費用、墓地・仏具購入費用、法要（初七日、四十九日、一周忌、三回忌など）費用、永代供養料、遺体解剖費用、喪服の借損料・新調代など

1-9

お墓を改葬する場合の方法と手続き

身近な人の葬儀を機に、遠方にあるお墓を手軽に供養に行けるところに移したいといったケースもあるでしょう。そのような場合に行うのが改葬です。

その場合の原則は、「新しい埋葬先が決まってから移す」ということです。新しい埋葬先が決まらないまま、ひとまず現在のお墓から遺骨を取り出して、それから新しい埋葬先に移すことは認められていません。

■ まず新しい埋葬先に受入れ証明書をもろう

手順としては54ページの図のようになり、新しい埋葬先、これまでの埋葬先の両方の市区町村役場での手続きが必要です。

第1章

急を要する手続き・届出と葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などもれなく押さえておきたいお墓まわりの手続き

第3章

採めずに進める遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？ 相続手続きQ&A

改葬の手順

①新しい埋葬先を決める



②新しい埋葬先から、受入れ証明書や墓地利用許可証を入手する



③現在のお墓がある市区町村役場で、改葬許可申請書（埋葬証明書）を入手する



④現在のお墓の管理者に署名・押印してもらい、許可を得る



⑤現在のお墓のある市区町村役場に必要事項を記入した改葬許可申請書、受入れ証明書など必要書類を提出し、改葬の許可を受ける



⑥新しいお墓のある市区町村役場に改葬許可証を提出し、新しい墓に埋葬する

新旧両方のお墓、市区町村役場での手続きが必要

また、56・57ページに**改葬許可申請書**の記載例を挙げておきます。

改葬では、新旧の両方のお墓で、供養・法要を行うことが一般的で、とくに新しいお墓では必ず納骨の法要を行います。新しいお墓を建てる費用と法要をあわせると、200万円～300万円のお金がかかるのが一般的です。

これまでのお墓については、いわゆる原状を回復させるための費用のほか、寺や宗派、地域によってはこれまでのお墓のある寺から檀家を離れるための離檀料を請求されるケースもあります。その相場は寺や宗派、地域によって異なる面もあり、明確に示すことはできませんが、10万～20万円といったところでしょうか。それも、明確に「離檀料」と銘打った費用ではなく、これまで寺にお世話になったお礼としての「お布施」ということができます。

また、これまでの墓石を再利用する場合、墓石の運搬費用だけですむこともあります。また、新たにお墓を建てる場合は、墓石費用がかかります。

事実上、一時期とはいえ2か所にお墓（墓地）があることになり、移す準備をするためのお金もバカになりません。この点は留意しておきたいものです。

第1章

急を要する手続き・届出と葬儀のポイント

第2章

年金・保険・銀行などもれなく押さえておきたいおまわりの手続き

第3章

採めずに進める遺産の整理と相続手続き

第4章

相続税、所得税などの税金まわりの基礎知識

第5章

こんな時はどうする？ 相続手続きQ&A

申請書

第 _____ 号

	死亡年月日	火葬または埋葬の年月日	申請者との続柄
	昭和 11年 6月 以下不詳	昭和 11年 6月 以下不詳	祖父
	平成 2年 8月 2日	平成 2年 8月 5日	母
	昭和 30年 以下不詳	昭和 30年 以下不詳	祖父の弟の子
	不詳	不詳	不詳
	年 月 日	年 月 日	
申請者	住所	東京都台東区〇〇〇	
	氏名	佐藤 三郎 (印)	
	電話	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	墓地使用者との関係 姉の子

連署のうえ申請します。

墓地使用者の同意欄	
<p>上記の改葬を認めます。</p> <p>令和 4年 7月 10日</p> <p>住所 東京都台東区〇〇〇</p> <p>氏名 佐藤 一郎 (印)</p>	<p>改葬前の墓地を使用している人 (墓守り)の同意のうえ、申請する</p>

※書式は市区町村によって異なる

改葬許可申請書の記載例

どこで
市区町村役場

いつまでに
事由が発生した時
すみやかに

改 葬 許 可

東京都XX区長 殿

死亡者の氏名	性別	死亡者の本籍	死亡者の住所
佐藤 太郎	男・女	東京都台東区〇〇〇	東京都台東区〇〇〇
佐藤 花子	男・女	東京都台東区〇〇〇	東京都台東区〇〇〇
佐藤 以下不詳	男・女	東京都台東区 以下不詳	東京都台東区 以下不詳
不詳	不詳	不詳	不詳
	男・女		
埋 葬 の 場 所	東京都台東区△△△		
改 葬 の 場 所	青森県青森市〇〇〇		
改 葬 の 理 由	① 墓地新設のため 2 墓地合併のため		

令和 4 年 8 月 8 日 改葬許可に

上記のとおり埋葬・埋蔵・収蔵していることを証明

令和 4 年 7 月 15 日

埋葬元の
墓地管理者

住 所 東京都台東区△△△

氏 名 台東寺 住職 竹田 一郎 (印)

上記の遺骨の受入れについて、支障がないことを証明します。

令和 4 年 7 月 20 日

改葬先の
墓地管理者

住 所 青森県青森市〇〇〇

氏 名 XX 住職 吉田 二郎

古くからのお墓で詳細が
不明の場合は「不詳」と
記入する

東京都台東区に
あるお墓を青森
市のお墓に移す
ケース。新旧両
方の墓地管理者
の証明を受ける